

情 報 局 編 輯

週 報

九 月 二 十 四 日 號

第 一 五 九 號

昭和十六年九月十四日發
（每週一回水曜日發行）



臨 戰 下 の 勞 務 對 策

實 施 さ れ る 國 民 勞 務 手 帳 制

緊 迫 さ れ る 獨 米 關 係

常 會 の 頁

五 錢

露光量違いにより重複撮影

國民皆勞

國民全部が一人の無業者
もなく國家の必要とする
職場につき全能力を擧げ
ることが國家總力發揮に
絶對必要である

週報

第二五九號
九月二十四日

臨戦態勢下に於ける

勞務動員

企畫院

厚生省

厚生省

實施された國民勞務手帳制

緊迫せる獨米關係

支那方面艦隊離果

八月廿一
大本營海軍部

常會の頁

週日間誌

九月十三日(土)

▽司法保護記念日

九月十四日(日)

▽第九回支那事變生存者論功行

賞の御沙汰あらせらる

▽米

國・アイスランド間の商船防衛

と樺輪國艦隊の警沈を十六日よ

り實施の旨、ノックス米海軍長

官言明

九月十五日(月)

▽滿洲國承認第九周年記念日

▽前支那方面艦隊司令官嶋田繁

太郎大將歸還

▽上海特別陸戰

隊司令官に牧田篤三郎少將補さ

る

▽米穀國家管理實施要綱決

定

九月十六日(火)

▽昭和十六年度資金統制計畫と

對滿支輸出入計畫を閣議で決定

▽イラン國王退位

▽獨伊空

軍、カイロ(シント)首魁を初爆

撃

▽本年一月以來二千八百隻

全十區下への建艦契約を行つ

た旨、米海軍省發表

六月十七日(水)

▽米の格差改訂とこれに伴ふ地

方別新最高販賣價格決定の旨

農林省發表

▽獨軍、クリミヤ

半島北部に進出

六月十八日(木)

▽滿洲事變十周年記念日

▽湖

南に新作戦展開

▽豐田副武中

長官に親任され、日比野正治中

將、海軍大將に進級、吳鎮司中

將は海軍艦政本部長に補さる

▽ソ聯機雷の日本海流失に嚴重

抗議の旨、外務省發表

九月十九日(金)

▽靖國神社大祭に新合社の一万

五千十三柱を當局發表

▽陸海

軍航空部隊、事變以來の戦果を

發表(陸軍第一、九八五機を初、海

軍機の真摯な戦果九二機、陸軍三〇

機、陸軍二機、ヒルムート一八機)

▽皇軍、長樂街を占領

▽司法

次官に大森洪太氏就任

露光量違いにより重複撮影

國民皆勞
國民全部が一人の無業者
もなく國家の必要とする
職場につき全能力を擧げ
ることが國家總力發揮に
絶對必要である

週報 第三五九號 九月二十四日

勞務動員

企畫院
厚生省
實施された國民勞務手帳制
厚生省

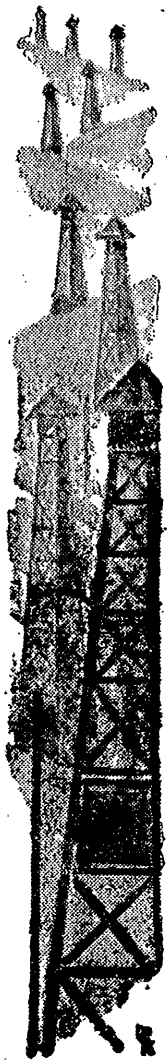
緊迫せる獨米關係

支那方面實際關係 八月廿一日

常會の頁

週日誌

- 九月十七日(金)
 - ▽司法保護記念日
 - 九月十四日(日)
 - ▽第九回支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらる
 - ▽米國・アイスランド間の商船防衛と横軸國艦艇の發沈を十六日より實施の旨、ノックス米海軍長官聲明
 - 九月十五日(日)
 - ▽滿洲國承認第九周年記念日
 - ▽前支那方面實際關係司令官嶋田繁太郎大將歸國、上海特別陸戰隊司令官に牧田學三郎少將補、米穀國家管理實施要綱決定
- 九月十六日(土)
 - ▽昭和十六年度資金統制計畫と對滿支輸出入計畫を閣議で決定
 - ▽イラン國王退位、獨伊空軍、カイロ(シント首都)を初爆撃、本年一月以來二千八百隻(七十個ト)の建艦契約を行った旨、米海軍省發表
- 九月十七日(金)
 - ▽米の格差改訂とこれに伴ふ地方別新最高販賣價格決定の旨、農林省發表
 - ▽獨軍、クリミア半島北部に進出
 - 六月十八日(金)
 - ▽滿洲事變十周年記念日、湖南に新作戰展開、豐田副武中將、海軍大將に進級、吳鎮司中長官に親任され、日比野正治中將は海軍總務本部長に補さる
 - ▽ソ聯機雷の日本海流失に際して、抗陸の旨、外務省發表
 - 九月十九日(日)
 - ▽靖國神社大祭に新合祀の二万五千十三柱を當局發表
 - ▽陸海軍航空部隊、事變以來の戦果を發表(陸軍一機、九八五機を撃破、海軍機の長機撃墜一機、九二機、四、四州三回、ヒルベルト一八回)
 - ▽東京、長樂街を占領
 - ▽司法次官に大森洪太氏就任



臨戦態勢下に於ける勞務動員

厚 企 生 畫 省 院

目 次	
一、臨戦態勢と勞務動員	
(一) 勞務動員の發展	
(二) 新事態の展開	
(三) 勞務動員の臨戦態勢	
(四) 勞務動員計畫の編成方針	
(一) 一般方針	
(二) 常時要員	
(三) 臨時要員	
(四) 技術者	
三、法制的對策	
(一) 勞務調整の強化	
(二) 國民徵用及び國民登録制度の研究	
(三) 勤勞報國制の組織化	
(四) 重要事業場の勞務管理の刷新強化	
四、その他の對策	
(一) 職業轉換の促進	
(二) 勤勞報國精神の昂揚	
(三) 民間團體の協力	

臨戦態勢と勞務動員

(一) 勞務動員の發展

現下の緊迫した臨戦態勢においては、高度國防國家の急速の實現こそ最も焦眉の急を要するものといはなければならぬ。そのためには國力の充實の基盤ともいふべき國家生産力の飛躍的擴充こそ時局下極めて緊要なものとなるのである。そしてこの生産力の擴充については、その根幹となるものは結局「人」である。

いふまでもなく、戦時下においては、「人」は、一方においては、兵力として重大な役割を擔當すべきものであり、他方においては、勞力としてこれまた重大な使命を帯びるのである。かくして、戦時下においては、兵員動員と相並んで勞務動員が勝敗の鍵として非常な意義を有することになる。

わが國においては事變發生以來、或ひは職業紹介法を

全面的に改正強化し、勞務動員の第一線機關として國民職業指導所を強化して、勞務需給の調整に當らせることにし、或ひは國家總動員法に基づいて、技術者の配置、勞務者の移動防止、勞務配置の適正化、徵用制の實施、技能者の養成、從業條件の合理化等、勞務の全般に亘つて強力な統制を行ひ、殊に最近には國民勞務手帳法を施行して從業の適正化に努める等、各般に亘つて非常な努力を續けて來たのである。

特に昭和十四年以降は毎年勞務動員計畫を設定し、他の物資動員計畫、生産力擴充計畫、貿易計畫、資金計畫等の國家總動員諸計畫と緊密な關聯を保持しつつ、時局産業における勞務の確保につき、計畫性と合理性とを付與することに苦心して來たのである。

(二) 新事態の展開

しかるに、最近における内外の情勢は、到底従來の程度では十分な勞務動員の目的を達成することができなくなり、必然的にこの勞務動員の擴大強化を必要とすること

になつたのである。

このことは、去る八月二十九日の閣議で決定された勞務緊急對策において明白に示されたところである。すなはち、その對策によれば、『現下の緊迫せる時局に對處する勞務緊急對策の要點は、刻下の勞務需給の狀況に鑑み、この際國民の勤勞報國精神を昂揚し、速かに勤勞總動員態勢を整備強化するにある』とし、特に七つの事項につき政府の方針を決定したのである。すなはち

勤勞報國精神の昂揚、勞務配置の調整、職業轉換の促進、國民登録制度の擴充、勞務管理の刷新強化、勤勞率の組織化、勞務者住宅の充足、民間團體の協力
がそれである。

そして、この閣議決定の際、特に『戦時體制下の國家は、國民中一人の不勞者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億國民は宜しく勤勞の國家的重要性を認識し、勤勞報國の誠を致されんことを望む』ものとされたのである。さらに九月十二日には昭和十六年度勞務動員實施計畫要綱が閣議で決定された。本年度勞務動員計畫においては、國

際情勢の推移に即應して、軍需の充足並びに生産の増強を

期するためには、勞務動員の規模、程度を一層強化擴大する必要があることを認め、従来の勞務動員計畫に比し、著るしく大規模の需給計畫を設定することになつたのである。そして、本年度計畫設定に當つては特に次の四點に重點を置いたのである。その一は、軍需産業、生産力擴充計畫産業、運輸通信業及び國防土木建築業に必要な要員の充足を図ることであり、その二は、重要工業事業場への勞務の重點的配置を行ふこと、その三は、勞務給源確保のため國民勤勞總動員態勢を確立すること、その四は、女子の勤勞動員を擴充強化した點である。

この四點の實現のためには、急速に法制の整備、行政機構の擴充を圖り、殊に商工従業者の職業轉換の如きも官民一體となつてその促進を図る必要がある、『現在の時局下においては、自己の自由に選擇した職業にいそむ』ことのみが眞の職域奉公ではなく、國家の必要とする職域に就き、その特質を發揮し、全能力を擧げることが國家總力發揮に絶対必要である』とされたのである。

(三) 勞務動員の臨戰態勢

かやうに、現下の勞務動員は著るしく臨戰態勢の色彩を濃くすることになつたのであるが、臨戰態勢下の勞務動員は要約して、次の三點がその根本理念となるものといへよう。

第一に、現下の情勢は、必然的に勞務動員をさらに擴大し、今やそれは國民動員といふ態勢に向つて強化されなければならぬことになつた。

單に國民の一部である勞務者の問題ではなくて、國民の全部が勤勞に参加することを要請されることになつたのである。しかも、勤勞は單に私人の利益のためにのみ行ふものではない。あたかも企業家がその創意と責任とにおいて眞に國家目的に即應した生産に當り、最小の資金・資材・勞力をもつて最大の生産を擧げることこそがその本義であると同様に、國民もまた、その智能と勞働力とを捧げて國家生産の確保増強に精進することをその本旨とすべきである。かくして、國民皆勤勞態勢の確立が、單

なる精神運動ではなくて、現實の問題として登場することになるのである。

第二に、國民動員の臨戰態勢は、當然重點主義的の勞務配置を不可避のものとするといふことである。重點主義といふことは、地域的に、産業的に、能率的に、いろ／＼の意味で從來から考へられて來たのであるが、現下の勞務拂底の實情の下においては、重點主義的の勞務配置はいよ／＼徹底的に行はれざるを得ないことになる。

すなはち、時局下において最も緊要な方面に對しては、あらゆる強力な方途をもつて所要勞務の充足を圖らなければならぬし、それと同時に、不急不要の産業とか低能率の事業に對しては、勞務の使用を極力抑制すべきで、これに伴つて不急部門から緊急部門への職業轉換が國民動員の見地からも促進されなければならないことになるのである。

第三には、勞働生産性の向上といふことが大切となる。單に一個人の勞働効率を上げるといふだけでなく、國家産業における國民全體としての勞働生産性の向上といふこ

とが非常に大切となるのである。いひかへれば、限られた人的資源をもつて最大の労働生産を擧げることが肝要なのである。かくして労働者の移動を防止して、國民學校修了者や青壯年労働者の如き労働生産力の最も旺盛なものは、出来る限り時局下喫緊の部に配置することに努め、また婦人労働者をもつて足る部門に對しては男子労働者の使用を抑制する必要がある。特に技術者の養成と配置は最も考慮すべき點である。同時に、工場事業場内における作業工程の合理化、職場組織の整備、従業條件の適正化、労働管理の刷新といった事項は、労働生産性の向上には欠くことのできない點である。

以上述べた三點は、臨戦態勢下における労働動員の強化のためには是非とも實現しなければならぬことである。

労働動員計畫の編成方針

(一) 一般方針

昭和十六年度の労働動員計畫は他の總動員計畫と同様に

数字的計畫を中心として作成した。これまでは、計畫を實施するために必要な諸対策、すなはち労働に關する各種の制度の創設改正や機構の整備擴充の問題とか、その他の行政的措置の重要な事項を方針として列擧したが、本年度の計畫では、すでに時局下における労働緊急対策が決定してゐるので、これを掲げないことにした。しかし、この計畫の實施を確保するためには、労働緊急対策要綱に基づいて急速に具體的措置やその他いろいろの施策を講ずる必要があることはいふまでもない。

労働の需給計畫については、現下の逼迫した労働事情に鑑み一般労働者には、常時要員と臨時要員とに區分してそれ／＼需給計畫を設定した。ここで常時要員とは、これまでの労働動員における需給の計畫と同意義のもので、臨時要員とは、短期のものや季節的のものを指すのであつて、後者を労働動員計畫の中に組み入れたのは、従來はこのやうな労働需要はないわけではなかつたが、國內労働需給の全般から見れば計畫として定めておかなかつても、實際上大した支障はなかつたのであるが、今日の労働需給

の實情から見ると、常時要員の需給計畫において、すでに労働需給を各方面に亘つて流り盡くしてゐるので、臨時労働の需要を充足すべき浮動労働者または日傭専門の労働者の餘剰は殆んど残らないことになる。従つて、臨時要員の需給を放任して置く場合には、豫想できる臨時的の作業が圓滑に運ばないだけでなく、労働の奪ひ合ひとなつて國家的に見て労働配置の適正が期せられないことになる。

また他面、常時的に他の産業へ活用できる労働ではないが、重要産業に従事してゐる者以外の一般國民層にも労働活用の合理化を圖るならば、多少の餘剰が出るだけでなく、國民動員労働者の意味で重要産業に協力して貰ふ必要もある。また學生生徒なども、このやうな國家の重大時の際であるから、これを動員することも出来るのである。このやうな見地から、情勢の變化に對應して労働需給の圓滑を期するため、臨時要員の需給計畫を設定することにしたのである。

次にさきに述べた労働の重點的配置の點であるが、もとより労働動員計畫自體が全労働の需給や配置計畫を定め

るのではない。國家が重要と認める産業を、年々の必要から具體的に定めてその産業に要する労働者の需給計畫を設定するのであるから、或る意味では労働動員計畫そのものが、すでに重點配置をなすものといへるわけであるが、本年度は労働需給が逼迫してゐるので、給源等にも相當の無理がある。従つて供出ができるとしても、時期と供出數の問題があるので、供出する労働者は、この計畫に定められた産業の中でも、まづ緊要度の高い産業の要員を充足し、漸次他の産業に及ぼすといつた方法をとる必要がある。これを具體的にいへば、工場事業場の重要なものの一定數を選定し、その選定された重要工場事業場には、各別に年度労働需給計畫を設定させ、これ等に對しては中央官廳で地方官廳に委せず、直接に労働需給的確を期することになる。

女子はこれ迄の計畫でも相當數を計上して來たが、本年度は男子労働者の供給源の逼迫から、勢ひ女子の動員を一段と擴充強化することにした。しかし、女子を動員する場合に特に考へなければならぬことは、人口政策や健全

な家庭生活の維持の問題である。人口政策は國家百年の計として皇國民族の永遠の發展を期するため、すでにこれが政策要綱は國策として決定されてゐるのであるから、その要綱の定めるところを尊重すべきは當然であるが、緊迫した國際情勢に對應する勞務緊急對策を遂行するには、その間適當な調整を圖ることはやむを得ないことと思ふ。これ等の各種事情を比較考量して女子を勞務者として動員を強化することは必要であつて、主として未婚女子を動員の對象とすることにした。年齢から見れば、満十六歳以上二十五歳未満であつて、それ以上は希望者を動員することにした。これ等の動員される女子を、どういふ方面に向けるかといふと、女子を男子の代替として考へる場合は自然いろいろの産業に動員されるわけであるが、特に軍需産業に多いのである。軍需産業は種類も多く、作業工程もいろいろあるので、單に男子の代替としてだけでなく、むしろ女子の特質を利用してこれに適當した職場につける場合が多いからである。その他生活必需品産業等も女子の占める割合は相當多いが、本年度の勞務供給の實情から、何といつ

ても減耗補充としては、女子を多數動員しないわけにいかない。減耗補充要員總數の四割以上は女子に俟つことにしてある。

(二) 常時要員

常時要員の需要産業としては、大別して軍需産業、生産擴充産業、同附帶産業、生活必需品産業、運輸通信業と國防土木建築業の六種類であつて、輸出産業などは、これまでは重要な計畫産業として勞務の需要も多かつたのであるが、本年度は國際情勢の變化から新規増加要員はないので省くことにした。一般土木事業にも同じやうなことがいへるが、災害復舊や災害防除、土木事業の要員は臨時要員で極力充足することにした。これ等の産業で勞務の新規需要増加数はどんなになつてゐるか、これを抽象的にいふと、生産擴充附帶産業、生活必需品産業は前年に比べて増加数は遙かに減少し、生産擴充計畫産業と運輸通信業は大體同様であるが、軍需産業と國防土木建築業等は多大の増加を來してゐるので、全體として新規需要増加数は非常に大き

い。減耗補充要員數は、これまでと異つて純減耗のほか重要産業における應召者の補充、豫備等を計上してゐるので、これまた非常な増加となつてゐる。外地、滿洲、支那等の内地に對する新規需要數は、内容においては前年と相當の變化があるが總數は同様である。これ等を合算した常時要員の新規需要數は前年に比べて倍數に近い増加となつてゐる。

以上のやうな常時要員の多數の新規需要増加に對してどう供給するか、勞務動員計畫の眼目であつて、最も工夫を要する點である。殊に本年度のやうに國內勞務の供給關係がますます逼迫の度を加へてくる際の計畫はなほ更である。勞務の給源としては、これまでの計畫では中小學校卒業生のほかは物資動員等の關係による離職者、勞務節減可能の勞務者、農村からの供出勞務者、農村以外の未就業者、無業者や移住半島人勞務者等を掲げ、年々の勞務の需給事情によつて各給源別の供出數の調整をとつてゐるのであるが、本年度のやうに需要が非常に多く給源の涸渇してゐる際には、このやうな特殊の給源から餘剩勞務を供出す

る考へ方では到底供給の均衡を得ることは困難なので、給源の種類については考へ方を一變した。すなはち國民皆勤の精神に基づいて、勤勞能力ある者は時局下特に國家の必要とする産業に従事して働いて貰ふといふ考へ方に立つて具體的計畫をした。従つて嶺山や重要な工場で働いてゐる者、農業を専業として食糧生産にいそしむてゐる者等は別として、その従事する産業や職種の如何を問はず、國民職業能力申告令によつて登録を要する者(今度國民登錄の範圍を大擴張することになつてゐる)は原則として、これを勞務動員計畫の供給源として動員できることにした。尤も計畫における供出數は各産業従事者からその産業の緊要度、繁閑等に應じて適宜比率を設けて算定した。この比率は、整理を要する工業や商業(接客業者を含む)の従事者が最も高く、無業者、家事使用人や不怠工業従事者これに次ぎ、交通業従事者、公務員、自山業従事者、その他の有業者は最も少い。このやうに、供出を要する比率は業態によつて異なるのであるが、これまでの職業の轉換を必要とする點で性質を同じくするものであつて、本年度の勞務動員計畫の給源は殆んど大部分

職業轉換の圓滑な實施によつて初めて確保することが出来るものである。特に商工業従事者からの供出数は最も多く、特に慎重を期す必要があるので、各業種毎の統合整理計畫との關係を考慮し、職業轉換の進捗によつて供出の確保を圖ることにした。

(三) 臨時要員

次に臨時要員の需給計畫であるが、常時要員の計畫のほか、特にこの計畫を併せ設けるに至つた理由は、現下の勞務事情に鑑みて、常時要員だけでは充てない時局下に必要な産業要員の充足に資すると共に、學生生徒や一般國民の勞力の活用を圖り、重要産業への國民協力態勢を確立しようとするにあるのであつて、臨時要員を要する産業としては、常時要員の需給に掲げる産業のほか、農業、災害復舊や防除事業、警備要員等であつて、延人数でそれ／＼需要數を豫定計上してあるが、これに對する供給をどうするか。この計畫では學生生徒や一般國民の主として勤勞奉仕にまつことにしてあるが、この供出の方法運用等は、大體國民動

勞隊の制度化を圖り、その運用に期待してゐる。臨時要員の延人数は勿論數千萬人に適するが、需要の多いのは國防土木建築業、軍需産業や農業で、供給量は學生生徒と一般國民とは大體類似してゐるが、女子の需給に對しては、一般國民からの供出をできるだけ少くして、學生生徒からの充足に努めてゐる。

(四) 技術者

本年度の勞務動員實施計畫では、前に述べたやうに改めて方針は書かなかつたが、技術者の養成等は、從來の方針に従ひ、推進するのは勿論、時局の要請に基づき一段と短期養成施設の擴充に努めるほか、恒久的な養成機關の整備増設の方策についても慎重考慮が拂はれてゐる。學校卒業者使用制限令に基づく機械、電氣、應用化學、採鑛、冶金等の工礦關係學校の本年三月に卒業した者については割當の實施を了つてゐるが、來るべき卒業者の割當は目下關係隨で慎重に検討してゐるのであつて、日滿支共策の方針に従つて産業立地の現状や將來、或ひは技術者配分の實情等を十分考慮

の上で適正配置を期してゐる。

法制的對策

以上述べたやうに、戰時態勢下の勞務動員は名實共に國民動員の性格を持つに至つたのであるから、さきに述べたやうに政府では去る八月二十九日に勞務緊急對策要綱を決定し、急速にこれが具體的措施を講ずることになり、去る九月十一日の國家總動員審議會に國家總動員法に基づく五つの勅令案要綱を付議、諮問し、その決定を見るに至つた。以下、各要綱について概要を説明しよう。

勞務調整の強化

(一) 勞務調整の強化の意義

まづ勞務調整に關する勅令案要綱から説明しよう。事變發生以來、軍需産業その他の重要な時局産業においては勞務

者の需要が著るしく増加したのであるが、かかる事態に對處して政府においては昨年二月に青少年雇入制限令を制定し、また同じく十一月には、從來の従業者雇入制限令を廢止し、一段と強化したものととして従業者移動防止令を制定して勞務需給の調節に努め、時局産業における勞務要員の確保に萬全を期したのである。

しかるに、その後の勞務状況をみると、その逼迫はいよいよ甚だしく、特に現下の緊迫した新事態に對處して國策遂行上必要とする勞務の確保を期するためには、到底今までのやうな規制の程度では十分な目的を達成することができないことになつた。こゝに、今回從來の青少年雇入制限令と従業者移動防止令とを廢止し、新たに國家總動員法第六條に基づいて勞務調整令を制定し、強力な勞務の需給調整の方途を講ずることになつたのである。

(二) 解雇退職の制限

この勅令案要綱においては、まづ第一に特に重要な工場事業場その他の場所において使用されてゐる従業者の解雇

退職について制限を加へることにしてゐる。

新事態に對處する現下の重要な工場事業場等においては、多数の勞務者を必要とするのであつて、その勞務充足についてはあらゆる方法が講ぜられてゐる。しかしながら、これ等の工場事業場の從業者が自由に解雇退職し移動するやうでは生産能率の低下を來すばかりでなく、生産能力を完全に發揮するのに必要な数の從業者を保持することも困難となるのである。しかも最近における時局産業方面の工場事業場における解雇退職は極めて高率となつてゐるのであつて、かやうな状態をそのまま放任しておくことは、現下の事態に鑑みて到底許すことのできないのである。勿論、現在の從業者移動防止令においても一定範圍の技術者、勞務者の引拔や雇入を制限することによつて、間接に解雇退職を抑制してはゐるが、これでは不十分なので、直接にその退職を制限することにしたのである。

すなはち、この勅令案要綱によれば、厚生大臣の指定する工場事業場その他の場所において使用される從業者または厚生大臣の指定する從業者の解雇及び退職については、國

民職業指導所長の認可を受けることを要するものとした

(要綱第一)。

この工場事業場等の指定は、軍需産業、生産力擴充計畫産業等の特に重要なものについて行はれるのである。また從業者の指定は、工場事業場の從業者全部について制限する必要はないが、特に必要な職種、種の從業者について解雇退職を制限する必要があると認められる場合に行はれる。

(三) 雇入就職の規制

第二に、この要綱においては從業者の雇入就職が制限されてゐる。これには有技能者と國民學校修了者と一般青壯年との三つの場合がある。

まづ有技能者について述べよう。特別の技術、技能または経験を有する者で厚生大臣の指定するものの雇入及び就職については、國民職業指導所長の認可を受けた場合または國民職業指導所の紹介する場合に限ることになつてゐる(要綱第二)。いふまでもなく、有技能者は學校や工場で特殊の技能を學びまたは経験した者であつて、これ等の技

能者は容易にこれを得ることができない尊い人的資源であつて、現行の從業者移動防止令も、これ等の技能者については工場事業場の間における移動を抑制してゐるのである。しかしながら、現行制度においてはその移動の抑制はあらゆる場合に行はれてゐるわけではない。そこで、今回は技能者の雇入就職については全面的に制限を加へることとして、技能者の持つ技能経験を生かすのに適當した工場事業場にできるだけ配置することにした。

なほ、右の技能者に關する制限は、年齢十四年未滿若しくは六十年以上の男子または年齢十四年未滿若しくは年齢四十年以上の女子技能者の雇入就職の場合には適用されない(要綱第三)、さらに學校卒業後使用制限第一條の卒業者の雇入就職の場合とか、入營、應召、應徴、技能者の退營、解除に因る原職復歸の場合とか、傷痍軍人たる技能者の場合には適用されない。

次ぎは國民學校修了者に關する雇入就職の制限である。國民學校修了者は勞務給源として極めて重要な地位を占めてゐる實情にあるので、これを時局産業に配置するやうに

從來から行政措置によつて全国的に統制し、國民職業指導所において計畫的配置に努めて來たのであるが、法の根據を持たないために遺憾の點があつたので、今度の要綱においては、國民學校初等科又は高等科の課程を修了(中途退學を含む)した後二年を経過しない者で且つ技能者でないものの雇入及び就職は、原則として一切國民職業指導所の紹介によるべきことになつたのである(要綱第四)。かくして、厚生省の全国的統制の下に國民職業指導所が計畫的に指導斡旋を行ひ、國民學校と緊密な聯絡を保ち、兒童の資質を國家的に生かすことにしたのである。

第三の場合の一般青壯年に關しては、現行青少年雇入制限令において男子については三十年未滿のものにつき、女子については特殊の業態に限り、二十年未滿のものについて或る程度の雇入制限をして來たが、この程度では所要の人的資源の確保が出来ないので、今回年齢の適用範圍を擴張するとともに制限の方法も強化することにした。すなはち、年齢十四年以上四十年未滿の男子又は年齢十四年以上二十五年未滿の女子で、前述の技能者や國民學校修了者に

該當しないもの雇入就職は三つの場合に限られることになつた。その一は、國民職業指導所の紹介による場合である。その二は指定工場、厚生大臣の指定する事業を営む場合又は厚生大臣の指定する者が、國民職業指導所の紹介によらずに雇入れるべき一般青壯年の員數その他雇入に關する事項につき國民職業指導所長の認可を受けた場合である。その三は、特定の一般青壯年の雇入就職につき同じく認可を受けた場合である(要綱第五)。なほ、一般青壯年の雇入就職については重要農林水産業における雇入就職等の場合その他特殊の場合につき例外がある(要綱第六)。

(四) 勞務供給に關する制限

以上が本要綱における主要な點であるが、なほ本要綱中には、勞務供給業者の供給によつて従業者を使用する場合に關する制限規定がある(要綱第七)。

勞務の供給は法律上雇入就職とはいへないので、この制度によつて雇入就職が規制されることになると、脱法行為として勞務供給を利用される虞れがあるので、必要ある場合

に、その使用につき制限できることにした。なほ、この使用制限に關聯して現行勞務供給事業規則(厚生省令)も一部改正して供給業者の供給についても規制するつもりである。

國民徵用及び國民登録制度の擴充

(一) 國民徵用令及び國民職業能力申告令改正の意義

國民徵用令及び國民職業能力申告令は、戦時下における勞務配置上極めて重要な意義をもつものである。國民職業能力申告令は、徵用の基礎として徵用の對象となるべき者を登録するものであつて、昭和十四年一月から有技能者の登録を行ひ、昨年十月からは青年の登録を行つてゐる。また國民徵用令は昭和十四年七月に制定され、初めは國家が行ふ總動員業務にだけ徵用が行はれたのであるが、昨年十月の改正によつて、いはゆる管理工場で行ふ總動員業務にも徵用が認められ、また軍事上特に必要なときは、

前述の申告令の要申告者以外の者も徵用できることになつた。

かやうに二勅令は漸次適用範圍が擴大されてゐるが、最近における時局の緊迫化に伴ひ、軍備の充實はますますその緊要性を加へてゐるにもかゝらず、勞務資源は次第に潤滑してゐる實情にあるので、今回この二法令を改正し、徵用によつて従事させる總動員業務及び國民登録をなすべき者の範圍を擴張し、併せて被徵用者をして後顧の憂なからしめるために、その家族の扶助保護を行ふこととしたのである。

(二) 國民徵用の擴張

國民徵用令は、今回の改正勅令案要綱によつてその適用を擴大されることになつたが、その一は、従來國民職業能力申告令による要申告者に限つてこれを徵用し、軍事上特に必要ある場合には、要申告者以外の者でも徵用できることになつてゐるが、今回、『軍事上』を『國家總動員上』に改め、國家總動員上特に必要あるときは要申告者以外の者も

徵用できることになり、勞務動員の完璧を期することになつたのである(要綱第一、二)。

その二は、現行制度においては、徵用は國の行ふ總動員業務及び工場事業場管理令により、政府が管理する工場事業場における總動員業務に従事させるためにだけ行ふことになつてゐるが、今回これを改め、國家總動員上特に必要ある場合には、厚生大臣の指定する工場事業場その他の施設において行ふ厚生大臣の指定する總動員業務に従事させるためにも徵用できることになつた(要綱第一、二)。

(三) 被徵用者又はその家族に對する扶助

徵用は國家の強権力によつて一定の場所に就業を命ずるものであるから、被徵用者に後顧の憂ひのないやうにするには、徵用のために家族の生活に困難を來すやうな場合には、國がその生活を確保する途を講ずる必要があるので、今回の改正をみるに至つたのである。すなはち、被徵用者が徵用され總動員業務に従事する場

合、特別の事情ある場合（例へば家族と別居するために生

活費が増加し、家族の生活に困難を来すやうな場合）また

は被徴用者が故、若しくは重大な過失でなくして業務上の傷

を受けたり、疾病のため徴用を解除された場合、本人又は家

族が生活することが困難な場合に扶助ができるのである。

さらにまた、被徴用者が徴用され、總動員業務に従事中故

意又は重大な過失によらずに業務上の傷痍を受け又は疾病

のため死亡した場合に遺族の生活が困難なときは、扶助を

することができるのである。扶助の程度、種類及び方法等

は命令で定められる（要綱第一、三三）。なほ扶助に要した費

用はその全部又は一部を管理工場又は指定工場の事業主を

して國庫に納入せしめることが出来ることになつてゐる

（要綱第一、四）。

（四） 國民職業能力申告令の擴張

現行制度では國民の職業能力に關する事項の申告は、帝

國臣民たる男子だけにさせてゐるが、最近の緊迫した情勢

に鑑み、今回女子にも申告をさせることにした（要綱第二）。

をしてこの改正に伴ひ、在來のいはゆる青年國民登録、

すなはち年齢十六年以上徴兵適齡未滿の男子の登録を擴大

し、大體男子は十六年以上四十年未滿の者、女子は十六年

以上二十五年未滿の者につきすべて登録を實施することに

なつた。たゞ男子は現に有技能者として登録した者、國民

勞務手帳の交付を受けた者、一定の學校に在學する者を

除くことにし、女子は配偶者のある者、一定の學校に在學

する者を除く方針である。かくして、國民登録は殆んど全

勞務資源を網羅することになつた。

勤勞報國制の組織化

（一） 制度實施の趣旨

時局下において國民皆勤の體制を整備し、國民すべての

勞務を最も有効適切に活用を圖ることは真に緊要なことと

いはなければならない。すなはち、勤勞報國の氣風を一層

振作し、國民の覺悟を新たにしてその勞務を現下緊要な部

面に動員し、かくして國民のすべてが國家總動員に協力す

る態勢を整へる必要があるのである。

また度々述べるやうに、現在のわが國の勞務の需給は極

めて逼迫して來てゐるのであつて、政府の各種の勞務對策

だけでは到底所要勞務の確保を圖ることができない現状と

なつてゐる。かやうな事態に對處し、緊要な産業部門にお

ける作業の中で比較的熟練を要せず、しかも臨時的な

ものには、國民の勤勞奉仕によつてその勞力不足を補ふこ

とは極めて適切なものといふべきである。

さらにまた從來各地において、學校その他の各種團體、或

ひは國民職業指導所においてそれぞ勤勞奉仕隊を結成し

て勤勞報國に邁進して來たのであるが、これ等の全國的な

綜合調整を圖ることは、一段とその能率を増進させ、勞務

の有効適切な活用を促進し、眞に國民全體が國家總動員に

協力する所以となるのである。

以上三つの理由から、今回政府では國家總動員法第五條

に基づき國民勤勞報國隊に關する勅令案を定め、國民

の自發的協力を促し、國民すべてが率先して總動員業務

に従事し、勤勞の責務と榮譽を有するものとすることにし

（二） 國民勤勞報國隊に参加すべき者

國民勤勞報國隊に参加すべき者は、帝國臣民たる男子は

年齢十四年以上四十年未滿、女子は年齢十四年以上二十五

年未滿の配偶者のない者とされてゐる。たゞ、この年齢の

範圍外の者であつても、十分勤勞報國の實が擧げられる

状況にある者には志願の方法を開き、その愛國の至情

を盡させることにした（要綱第二）。

たゞ、陸海軍軍人で現役中の者、陸海軍學生生徒、陸海

軍軍屬、被徴用者、現に軍事上必要な總動員業務に従事す

る者等には、その性質上國民勤勞報國隊に参加させないこ

とにした（要綱第九）。そしてまた、一般の總動員業務に現

に従事してゐる者とか、老幼者等の保護の責任ある者、身

體又は家庭の状況により参加できない者等も参加させない

ことにしてゐるが、たゞ本人の志願があつた場合には勿論

これに参加させることにした（要綱第十）。

(三) 従事する作業と期間

勤勞報國隊によつて従事する作業は、上述のやうに臨時
的なしかも輕易なものであることを本則とする。大體總動
員業務の中で、川師準備、動員に伴ふ緊急整備等の軍作
業、その他の國家總動員上重要な工場事業場等における作
業、米麥その他の重要食糧品の生産に關する作業、軍事
上必要な土木建築作業、總動員上必要な救護に關する業務
等である(要綱第一)。

作業の期間は、特別の必要がある場合を除き一年を通じて
三十日以内とし、有業者の本務に重大な支障を與へないや
うにした(要綱第三)。

(四) 勤勞報國隊の編成

勤勞報國隊は集團的に行ふことがいへば、な意味で最も適
常なので、すべて勤勞報國隊を編成させることにしてゐる。
勤勞報國隊の協力を受けようとする者は、それが大規模の
場合には主務大臣に、さうでないときや緊急を要するとき

は地方長官に對し、協力の申請をするのである(要綱第四)。
この申請を受けた場合、國民勤勞報國隊の協力の必要が
あると認めるときは、主務大臣又は地方長官は、市町村長、
青少年團長その他の團體の長又は學校長に對し、作業の種
類、期間、場所、所要人員數等を指定して國民勤勞報國隊
の編成を命ずるのである(要綱第五)。

編成命令を受けた者は、作業の種類、時期、期間等に應
じ、年齢、職業、身體の狀態、家庭の狀況、希望等を參照
して参加すべき者を選定してこれを本人に通知し、かくし
て國民勤勞報國隊が編成されるのである(要綱第六)。

國民勤勞報國隊には指揮者を置き、その指示の下に規律
ある行動を営むことになつてゐる(要綱第七)。

なほ、勤勞報國隊に参加して總動員業務に協力する場合
には勤勞報國の趣旨から見て報償を受けないことを原則と
する。しかし、協力すべき場所への旅費、宿泊費、食費、ま
た作業の種類や参加する者の事情等から見て手當を支給す
るのを適當とするものには、その手當等の實費は協力を受
ける者が負擔する(要綱第八)。

重要事業場の勞務 管理の刷新強化

(一) 勅令制定の趣旨

時局に對處する勞務行政の一大支柱は、勞働力の維持培
養、勞働能率の向上である。勞働力の維持培養、勞働能率
の増進は、單に量さきだけで達成できるものではなく、事
業主や従業者の産業人としての眞剣な自覺と積極的な工夫
勞力によらねばならないことはいふまでもないが、政府と
しても、これがためには凡ゆる勞力を拂ふ必要があるのだ
である。殊に國家總力戰の主要な原動力ともいふべき重要工
場事業場に對しては、近く廣範圍に亘つて國民徴用令の發
動によつて、その勞働力が充足される場合も豫想されるが、
この徴用令發動の場合には、事業主と徴用された従業者と
の關係は、單なる私人的關係ではなく、事業主は國家に對
して従業者を従業させる責任を負ひ、従業者は國家に對し
て、事業主の指示に従つて従業すべき義務を負擔するので

ある。このやうな勤勞の國家的な性質は、單に徴用工場だ
けに適用されるべきではなく、國家的に重要な一般の工
場事業場にも同様でなければならぬ。

勤勞に對して、右のやうな國家的な性質を持たせると同
時に、その反面、就業時間、賃金等の従業條件の適正化を
圖るため、特に重要な工場事業場に主力を注ぎ、行政の方
法にも相當の工夫を加へ、その勞務管理につき、特に周到
な指導監督を加へ、事務の回滑、迅速、適切な處理を期
し、従来やゝもすれば陥り易かつた一律的な取締行政の弊
を脱し、眞に個々の工場事業場の實情に即した、いはゆる
「生きた行政」の實現を圖り、一面、事業主や従業者の自覺と
創意を大いに喚起して、生産能率を最大限度に發揮しよう
といふのが、今回の重要工場事業場の勞務管理の監督に關
する勅令案要綱の精神であり骨子である。

(二) 要綱の概要

そも、勞務の管理は事業の經營、生産指導と不可分の
關係に立つものであるから、その第一の責任者は事業主又

は工場事業場の管理者でなければならない。

しかし今日の段階において労務の管理を事業主の責任であるとして放任しておくわけにいかないで、こゝに國家として事業主又は事業場の管理者がなす労務の管理を監督し指導して行かうといふのが本要綱の考へ方である。

適用範囲は全部の工場ではなく、時局下の重要と認められる工場事業場に限定され、厚生大臣が具體的に指定することになつてゐる。従つて、この範囲は勞務調整に關する要綱や、徴用令改正に關する要綱の適用範囲と大體同様の觀念である。本要綱に掲げる内容の重點をなすものは

- (一) 工場事業場において従業規則を作成する
- (二) 賃金規則、給料規則及び昇給内規を作成する
- (三) 重要工場事業場には工場就業時間制限令及び賃金統制令を適用しない

(四) 勞務監理官を設置し監督指導に當らせる等の諸點である。従業規則は事業場内における従業者の凡ゆる服務上の規則の基本をなすもので、官吏に對する服務規律にも相當するものであつて、勞務管理の適否はこの規則

の内容の適否に係つてゐるといつても差支へない。

現行の工場法、鑛業法等においても各事業場では就業規則を作成して届出させることになつてゐるが、本要綱では厚生大臣の認可を受けさせることにし、一層その指導の嚴格適正を期してゐる。賃金規則、給料規則及び昇給内規は従業條件の主たる實體的な内容をなすもので、その適否は勞働能率に著しい影響を及ぼすばかりでなく、價格政策にも重大な關係を有するものであるから、これら給與の基本をなす賃金規則等も認可を要することになつてゐる。

次に工場就業時間制限令と賃金統制令を重要事業場に適用しないことにしたのは、これによつて凡ての制限を撤廢する意味でないことは當然であつて、手續を簡易にすると共に弾力性を持たせ、情勢の變化に即應し遺憾なきを期さうとするにほかならない。そして實際の運用に當つては個々の重要事業場につき従業規則又は給與規則等を許可する場合に適切な指導を加へることになる。

最後の勞務監理官の設置は、本要綱に規定した事項又は本要綱に基づいて認可する従業規則、賃金規則、給料規則等

の實施情況を監督指導し、併せて關係中央官廳と常時緊密な連絡をさせるために設置するもので、これによつて重要事業場の勞務管理の劃期的な刷新を圖らうとするものである。従つて勞務監理官は各工場を受け持ち各工場につき職務を執行するものであるが、必ずしも一人一工場とは限らない。都合により一人で數工場を擔任することもあらう。重要工場事業場には本要綱の勞務監理官のほか工務官、軍管理工場においては軍の管理官等のいろいろな工場の生産増加の指導監督をする機關があるが、監督を繁雜重複させないために適宜に兼務するか人選等に考慮を加へ、遺憾なきを期することになつてゐる。

その他の対策

(一) 職業轉換の促進

本年度の勞務動員計畫における勞務給源は、大部分職業轉換による勞務者に依存してゐることは既に述べた通りで

あつて、重要産業における勞務要員を圓滑に充足できるかどうかは、一に懸つて職業轉換の進行如何にあるといつても差支へない。特に中小商工業者の職業轉換の問題は、昨年九月の外交轉換以來、産業經濟の問題として或ひは勞務の合理的配置問題としてとり上げられてきたが、今後は勞務動員の問題として急速に進展を圖る必要がある。勞務緊急對策においても、勞務給源確保のため速かに職業轉換を促進すべき方針が定められてゐるのは全くこのためである。

しからば、商工業中どんな業種業態を整理統合すべきか、また如何なる業種は何制位整理すべきか、また整理はどんな方法によるか、更に整理される者はどんな産業のどんな職場に従事すべきであるか等の問題があるが、目下中央關係廳と道府縣當局とが緊密な聯絡の下に具體的に計畫を進めてゐるので、これが具體化を待ち關係業者の組合又はその統制團體等では、政府の方針に従つて整理の實施や職業轉換に協力されたのである。

整理や職業轉換を容易にするには、政府としても職業指導所や國民勤勞訓練所や職業輔導所等の訓練施設や、國民

更生金庫等の既存の諸施設の活用を圖るのは勿論、轉換を容易にするための措置はいろいろ考慮を拂つてゐるが、本年度の勞務動員計畫の勞務給源としてこれに照應して中小商業従事者の職業轉換を円滑迅速に行ふには、何といつても業者や従事者が時局下勞務の重要性和勞務動員計畫の趣旨を理解し、國家のために進んで協力しようといふ自覺と熱意をもつことが、最も大切である。

(二) 勤勞報國精神の昂揚

以上述べたやうに、本年度の勞務動員計畫實施のためにいろいろの法制的措置や行政的手段を講ずることが必要であることはいふまでもないが、法制的對策や行政的措置だけでは到底所期の目的を達成することは出来ぬ。のみならず官廳の権力的手段に訴へることは望ましいことではない。國民の自覺に基づく自發的な協力によつて初めて各般の國策も円滑に遂行できるのである。勞務動員のやうな、人の活用は特にその感が深いのであつて、こゝに勤勞報國精神の確立昂揚といふ、精神運動の必要が起つて來

るわけである。この問題の意味について強調したいことは、第一は勤勞の重要性である。勤勞の大切であることは古今東西に變りがない。殊に現下の時局では、勤勞は實に國家總力發揮の第一要件である。第二は全國民が勤勞することである。一億國民のうち一人の有閑者、不勞者、無業者があつてもならぬ。

全國民のこの心構へ、この意氣込、そしてこのやうな國民勤勞總動員態勢こそ敵性國家に對する無言の脅威であつて、何よりの強味であると信ずる。ところが、從來働く階級とさうでない階級とがあるやうに考へられた向がないでもなかつたやうであるが、このやうな考へ方は、一日も速かに打破して國民皆勤勞態勢の實現を期す必要がある。第三は勤勞は國家の要求に従つて行はれるものでなければならぬ。この點がこれまでの勤勞觀念と非常に異な點であつて、從來は勤勞そのものが大切であつて、その勤勞は自己の選擇した職業における勤勞でよかつたのである。いはゆる職域奉公はこの意味であつて、それらの職場で一生懸命働くことが自己のためでもあり、同時に上への何

よりの御奉公であつた。しかし今日は、必ずしもさうではなす。物資についても資金についても、その制當運用は重點的に行はれる。産業においても重要産業は不要不急産業の犠牲によつて最高度の振興策が講じられる。これ等に對應すべき勞務においても當然重點主義的な配置が行はれなければならないことは既に述べた通りである。

そこで、これまでの各人の職場選擇の自由は、時局下における國家目的達成上或る程度の制限を受けることはやむを得ないことである。従つて各人が自己の選定した職業にそしむことだけが眞の職域奉公ではない。むしろ祖先傳來の職業を拂つて國家の要請に基づく産業へ新職場を求めて轉換することが國家への最善の御奉公である場合があることを十分認識して貰ひたい。特に勤勞報國精神の確立昂揚といつたのは、右の意味における新しい勤勞報國精神をつくり上げて昂揚する必要を指したものである。

(三) 民間團體の協力

勞務動員計畫遂行のためのいろいろな對策の円滑な實

施や勤勞報國精神の確立昂揚を圖ることは、もとより政府當然の責務であるが、これが實効をあげるためには、政府の一方的な努力だけでは十分ではない。民間の識者、指導者階級、特に民間有力團體の協力こそ極めて望ましいことであつて、實効の成否は懸つて民間有力團體の協力の程度如何にあるといつても過言ではない。この意味で、政府は既に勞務緊急對策の實施措置として大政黨賛會、大日本産業報國會等の關係有力團體の協力活動を促進する方針を明らかにした。協力活動の方法如何は敢へて問ふところではないが、要は各團體の目的使命の分野において政府の方針や具體的措置に關し十分その趣旨を徹底し、これが理解を深くし、國民の一人々々の心の底から自然に湧き起る國家への奉公心が國策遂行の協力となつて具現するやう工夫されたいのである。前記の二團體は單に例示に過ぎない。帝國農會とか日本商工會議所その他いろいろな精神的、産業的團體、放送協會・新聞社等の報道機關などは、當然ここにいふ民間團體として協力されることを切望する。

実施される國民勞務手帳制

厚生省

はしがき

去る三月七日に制定公布された國民勞務手帳法はいよいよ十月一日から實施されることになりました。十月一日からは工場、鑛山その他の事業場で働いてゐる技術者や勞務者は、すべてその身分、経歴、技能程度等を記載してある國民勞務手帳をもつてゐなければなりません。この手帳を持つてゐないと、工場や鑛山で就業することが出来なくなります。ですから、まだ國民勞務手帳をもらつてゐない人は、出来るだけ早く國民職業指導所に行つて手帳の交付を受けなければなりません。

またなぜその必要があるのでしょうか。現下の世界情勢に對處して東亞の新秩序建設の大業を完遂するには、何といつても軍備を充實し、生産力を最高限度に擴充しなければなりません。そのためには、時局柄最も必要な方面に技術者や勞務者を總動員しなければなりません。それには先づ我が國には技術者や勞務者がどれ位ゐるのか、また、どんな技術や技能をもつてゐるのか、どんな産業や工場に配置されてゐるかを明らかにして、勞務の配置計畫をたてる基礎をつくつて、有効に實施する必要があります。勿論、今までもこの點についてはいろいろの方法が探られてきましたが、時局の進展に伴つて更に擴充強化する必要がありますので、國民勞務手帳

制を實施し、技術者や勞務者はすべて國民勞務手帳をもつことになり、これによつて従業者の配置の状況を明らかにし、移動防止に、完豐を期することになつたのです。



（右は手帳の表紙）

ならぬもので、更に技術者や勞務者の身分、経歴、技能等に関する國家的な證明制度として勞務管理上にも非常に

手帳をもたねばならぬもの

さてそれでは、どういふ人が國民勞務手帳の交付を受け、もつてゐなければならぬかといひますと、十四歳以上六十歳未満の男子で、厚生大臣が指定する技術者や勞務者で、工業、鑛業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業、通信事業に働いて

ゐる人々で、手帳法ではこれ等の者を「従業者」といふてゐます。この指定の技術者と勞務者は手帳法施行規則表で詳細に定めてあります。

技術者としては鑛山技術者、機械技術者等の十九種類のものが指定されてをり、勞務者としては職工、鑛夫、土木建築業者、交通運輸運搬業者、通信業者として二十種類の従業者が指定されてゐます。

なほ、前に述べた事業に働いてゐても、女子や事務の方面のものは國民勞務手帳をもつ必要はありません。

手帳の受け方と記載事項

國民勞務手帳は政府が発行することになつてゐます。工場や鑛山等で従業者として働かうとする人は、就業する前に、就業しようとする工場や鑛山の所在地を管轄してゐる國民職業指導所に國民勞務手帳の交付を申請するのです。申請書用紙は各國民職業指導所に備へつけてあります。

現在、工場や鑛山等で働いてゐる人々は、その工場や鑛山で取纏めて申請することになつてゐます。なほ、昭和十

四年二月から國家總動員法に基づいて「國民登録制」が實施されてゐますが、この國民登録をして國民職業指導所から「職業能力申告手帳」を交付されてゐるものは、改めて國民勞務手帳の交付を申請する必要はありませんし、申請することは出来ないことになってゐます。それは、職業能力申告手帳をそのまま國民勞務手帳と見なして取扱ふことになつてゐるからです。

この國民勞務手帳には、手帳をもつてゐる人の氏名、年齢、本籍、住所、職業のほかに、兵役關係、學歷、職業、技能の程度、内容、賞金給料等が記載され、これ以外は一切手帳に記載してはならないことになってゐます。

國民職業指導所では、國民勞務手帳を交付したものの「登録カード」を作つて、就業の場所、職業、年齢等によつて分類配列して、技術者や勞務者の配置の狀況が一目で分るやうにして置きます。そして、これを基礎にして各種の勞務配置政策やその他の勞務統制を實施してゆくわけです。この「登録カード」は技術者や勞務者の現状を示すものでなければなりませんから、手帳に記載してある事項に異動

があつた場合、例へば住所が變つたり、職業が變つたり、働く工場が變つたりした場合には、使用者はすぐに手帳に記載して國民職業指導所に報告しなければなりません。

手帳のはたらき

前に申しましたやうに、従業者はこの手帳をもつて行かなければ、指定事業には使用されることが出来ないし、また、雇入れの方でも、この手帳をもつてゐる者でなければ従業者として使用することが出来ません。かうして工場や鑛山で働く人は、すべてこの國民勞務手帳をもつことになり、この手帳がその人の身分や經歷や技能等を證明することになります。

この手帳は工場や鑛山で働いてゐる間は使用者が一括して保管し、さうでない場合には手帳の交付を受けた者が大切に保管することになってゐます。つまり、従業者は就業の際には必ず使用者に手帳を提出し、使用者はこの手帳を従業者を使用してゐる間保管し、使用しなくなつた場合には従業者にすぐに返すわけです。

しかし、従業者を使用しなくなつたら、どんな場合でも手帳を本人に戻すことになり、従業者はその手帳をもつて轉々と職場を移動することになり、折角従業者の移動を防止するといふ目的に反するやうな結果になります。

そこで、時局下に非常に重要であつて、その従業者の移動を特に防止しなければならぬ事業を厚生大臣が指定し、この事業に働いてゐる従業者が、自分の都合で使用者の承諾なしに勝手に退職するやうな場合には、使用者は従業者が工場をやめてから一定期間は手帳を返さなくてもよいことになつてゐます。ですから例へば、或る軍需工場で旋盤工として働いてゐた者が自分の都合で勝手に退職した場合には、手帳は退職後の三ヶ月間は返さずにそのまま保管し、また、その後の九ヶ月間は、國民職業指導所で預ることになつてゐます。従つて自分の都合で勝手に退職すると一年間は手帳を返してもらへませんから、他の工場に行つても就職できないわけです。

このやうに國民勞務手帳は従業者にとつて就職にはなくてはならない大切なものですから、もし使用者が不當に手

帳を留置して返さないやうな場合には、従業者は國民職業指導所長または地方長官に申出て、手帳の返還を受けることが出来ることになってゐます。

なほ、手帳をもたない者を使用したり、手帳をもたずに従業者として働いたり、或ひは虚偽の申立をして二重に手帳の交付をうけたり、自分の手帳を他人に貸したりすると、嚴罰に處せられますから注意して下さい。

むすび

以上が國民勞務手帳制度の概要ですが、これは我が國の勞務動員或ひは勞務管理の基礎となる重要な制度です。第二次世界大戰の勃發に際し、ドイツでは勞務配置に萬全の準備をととのへて戦争に臨むことが出来たのですが、これは數年前から勞働手帳制度を實施して勞務の配置状況を明らかにし、豫じめ戦時の勞務動員計畫を完成してゐたからです。我が國でもこの重要な意義をもつ國民勞務手帳制度が立派に行はれますやうに皆さんの御協力を切望する次第です。

国際時事解説 緊迫せる独米関係

佛印問題・對日資産凍結令實施の前後から一時太平洋に移された米國の視線は、アイスランド沖における米驅逐艦グリーア號襲撃事件以來、再び大西洋に注がれるに至つた折柄、紅海で米船ステール・シーフェアラ一號が撃沈されたのについて、グリーア號事件の發生した場所から遠からぬ海上で、米船船セツサ號が撃沈されたといふ事實が明るみに出るに及び、米國の關心はその本然たる關心の對象である大西洋に歸つた。

これよりさき、去る五月二十一日、南大西洋で國籍不明の潜水艦に撃沈された米貨物船ロビン・ムーア號事件に關し、米當局は、乗組員の證言に基づいてドイツ潜水

艦の所爲と決定主張し、事態の重大化を豫想されたが、その後遭難乗客船員はすべて救出された旨の發表と共に、米輿論は一應冷靜を取戻した。

しかるに九月に入るや、劈頭グリーア號事件が勃發し、ロビン・ムーア號事件を忘れかゝつてゐた米國一般民衆にその記憶を呼び返へさせ、また新たな刺戟を與へ、ついでステール・シーフェアラ一號事件等、獨米關係は、よいよ緊迫化するに至つた。

グリーア號事件起る

すなはち、九月四日アイスランド島の西方百五十哩の

地點においてグリーア號事件が勃發し、米國當局は逸早く左の通りの發表を行つた。

「グリーア號は郵便物を積載してアイスランドに向け航行中、國籍不明の潜水艦のため魚雷による攻撃を受け、これに對しグリーア號は直ちに水中爆雷を投下し反撃に出た。」

これに對しドイツ當局は、反駁してつぎの如く述べた。

「獨潜水艦は、まづ米驅逐艦(グリーア號を指す)から爆雷數箇による攻撃を受け、その後引つゞき二時間追跡されたのち、漸く自衛の機會を擲み得たのである。グリーア號に關する米政府の見解は、米國を戰爭に近づけんとする宣傳的報道の一環をなすものである。」

なほ、米國においては、グリーア號が去年の九月に英國へ談渡した五十隻の米驅逐艦と同型のものである點から、英驅逐艦と間違へられたものであらうとも評されてゐるが、米大統領はかゝる見解に拘泥せず、五日の記者團會見の席上「斷じて黙視せず」と極めて強硬な方針を左の通り言明した。

「米國は北大西洋にある米艦隊に命じて、グリーア號攻撃

未遂の潜水艦を捜査せしめ、もしその潜水艦が発見されれば排除する手段を講ずる決心である。」

かくて大統領の言明は、米國消息筋の間において意味深長とされ、これを重視する向がすくなくなかつた。すなはち、グリーア號襲撃潜水艦の捜索を名として大西洋上に大規模な潜水艦狩りが展開されるに至つたことは大統領の言明に照しても明らかで、しかもグリーア號を襲撃した潜水艦を識別することは事實上不可能であるとの理由により、大統領の言ふが如きグリーア號襲撃潜水艦捜索のための潜水艦狩りとは單に名目のみで、實際上には總括的に獨伊の潜水艦を目標とする米海軍の一大潜水艦驅逐作戦が開始されたことを意味するもので、この結果、大西洋哨戒作業に留事する米海軍艦艇は、獨伊潜水艦を發見次第これに積極的攻撃を加へるとの立場を公然とすることになつたとも見られるに至つた。

更に米船撃沈さる

米驅逐艦グリーア號事件をめぐり、米獨關係はとみに緊

迫してゐる折柄、九月八日、米貨物船スチール・シーフェアラー号が紅海で謎の軍用機に爆撃され沈没したとの報道が傳へられ、米政府を衝動せしめた。

しかしながら、グリーア號事件で既に對獨實力發動を決定したとも言はれる米政府として、スチール・シーフェアラー號の撃沈事件を特に重大視し、これによつて米海軍は従來傳へられた如く大西洋の商船護送を實現するのみに止らず、さらに南大西洋から印度洋方面にも米艦隊を出動警戒せしめて、去る四月に大統領が宣言した紅海の對英武器輸送路の安全を實力によつて確保せんとするものと見られたのである。

それに對しドイツ外務當局は、獨伊が交戦區域に指定した海面で第三國艦が撃沈されることは當然であると、左の如く強硬態度を明らかにした。

「英國のため近東方面に物資を輸送してゐた米國商船が、紅海航行中に飛行機の空中魚雷で撃沈されたとの報道は聞いてゐるが、獨伊が紅海を交戦水域として宣言してゐる以上、か

かる事件の發生するのは當然のことである。スエズ附近に獨伊の空軍が出動して貿易封鎖のため作戦行動に當つてゐることは周知の事實であり、米大統領がエチオピア作戦が一段落したとの口實の下に、紅海を米商船航行禁止區域から除外したことは、全く時期尚早であつたと言はねばなるまい。」

ついで九日、米國務省はパナマ國旗を掲揚した元デンマーク國籍商船セッサ號が、去る八月十七日、アイスランド島西南三百哩の洋上で魚雷を受け、乗組員二十七名のうち死亡と認められる者二十四名(内米人一名)を出した旨を發表した。セッサ號は前述の通り、デンマーク船を、パナマ國籍に移したものであるが、米海軍委員會が過般の外國船船隻接收令で接收し、米船船會社がその運用に當つてゐた點からして、米國では事實上米船と見做して起つた事件であるところから、このセッサ號事件により、かねて豫定されてゐた大統領の演説放送の重大性はますます加はるに至つたのである。

ル大統領の發砲命令

かくてグリーア號、スチール・シーフェアラー號、セッサ號三事件の續發は、最近悪化の一路を辿りつゝあつた米獨關係を更に一段と緊張せしめ、最初グリーア號事件當時はさして興奮の色を示さなかつた米國一般の輿論も、事件の續發につれ次第に興奮状態を示すに至り、これを反映して米議會方面の空氣も俄かに緊張度を加へ、十一月、米大統領はラジオ放送演説で、果然左記の要旨を含む對獨強硬聲明を行つた。

「獨伊兩國軍艦が今後米國の防衛水域に侵入すれば、それは彼等自身の危険においてなされるべきである。

余は米國防衛にとり緊要なる區域に對し、艦砲圍撃水艦、空襲艦乃至飛行機が襲ひ來る場合には、米海軍は何時たりとも率先が方より發砲すべしとの命令を發した。

米國船隻に對する最近の襲撃は別々の獨立的な事件ではなく、これはナチス・ドイツが海洋の自由を覆し、これに對する絕對的統制權支配權を獲得せんとする野心を暴露したも

のである。ドイツの公海支配はやがて米國及び西半球の支配にまで發展するものであり、これを我々が防禦する時機はまさに今である。」

以上の通り米大統領が米海軍に對して發砲命令を發したことは明瞭であり、かねて一部においては、今次の演説で大統領が中立法の廢棄を要求するであらうと見てゐたが、中立法廢棄の如きは遙に通り越し發砲命令ですべてを覆ふに至つたのである。

なほ、前記の大統領演説に關する米國一般の論議は、發砲命令と參戰との差違、防衛水域の範圍等を中心としてをり、演説に對する議會方面の反響で特に注意される點は、賛否兩派とも齊しく大統領が發砲命令を出したこと

の重大性を認識してゐる事實である。すなはち、非干渉派は、今回の發砲命令を以て議會の宣戰可否決定權を無視した事實上の對獨宣戰布告に他ならずとして大統領の行過ぎを非難してゐるが、議員の過半は大體において大統領の闡明した立場を支持してゐるといつても過言ではなく、一方、新聞論調も大體におい

て支持に傾いてをり、特に最近の三事件發生以來、政府に強硬態度をすゝめて來たニューヨーク・タイムスやヘラルド・トリビューン紙等は最大級の諷刺を呈して大統領の演説を支持したのである。

米、實力防衛を聲明

それに對しドイツ側では、米國の參戰は結局時間の問題と見てゐるので、米國の防衛水域宣言にも驚かず、しかして米大統領が自ら國際平和を口にしながら遂に歐洲大陸に向け侵略行爲を開始し、米國民を挑發し一歩々々參戰に導かうとしてゐるのは國際平和と歐洲文化を破壊するものであると評し、極めて憤慨してゐる。また、一方においてドイツ消息通の間には、「米國の態度は英國の敗戦空氣が濃厚になるにつれ、これを支へるために自ら硬化して行くのであるから、今度のやうに米國が武力援助をしなければならなくなつたのは、英國の地位、殊に米國からの海上輸送がますます困難になつて來た證據で、米國の措置は事實においてはドイツの軍事行

動に大なる影響なし」との樂觀的見解を示してゐると傳へられた。

なほ、前記の米大統領の演説において宣言した米國「防衛水域」については、何ら定義らしいものを與へなかつたため各方面から話題の中心とされたが、十二日の記者團會見において、ハル米國務長官はつぎの趣旨の答辯を與へ、ドイツ側の行動如何に懸る弾力性を帯びる旨を言明した。

「はゆる防衛水域の範圍は主としてドイツの行動によつて決定されるであらう。防衛水域の定義には弾力性を持たせて置き、いかなる不測の偶發事件が起らうとも、これに對應し得るやうにする方針である。」

ついで十四日、ノックス米海軍長官は在郷軍人會における演説中、米海軍はその艦隊をもつて一定水域における米國貨物船に對し實力掩護を行ふに決し、十五日より實施を發令した旨を言明した。

ノックス長官は商船護送といふ言葉は避けたが、米海軍が過般の大統領演説中に述べられた「防衛水域」に對す

る實力防衛の新方針を遂行する意向を初めて正式に表明したものと見て重視された。因みに、ノックス長官の言明要旨はつぎの通りである。

「米海軍は十五日から、米國よりアイスランド近海に至る海面を航行中の一切の武器貨物法に基づき貨物輸送船を實力で防衛する。

右貨物船は武器貨物法に基づき物資を積載してをれば足り、揚揚國旗の如何を問はず、すべて米海軍の保護をうける。米海軍はその可能なあらゆる方法により、上記水域において遭遇する一切の艦艇國統制下の潜水艦・水上雷艇を捕獲し破壊する命令をうけた。」

それに對しドイツ當局は、過日の米大統領の言明と大差なしとの見解をとつてをり、米國が今に至つてつぎと新しい措置をとるのは恰も「事件の後を追ふ」やうなものだと評し去つた。すなはち、今次大戦の勃發以來、ヒトラー獨總統の對米穩健政策は、バルカン戦争以後次第に硬化して來たが、今回の米國側の積極行動開始に對し何としても黙視できないのは明白であり、かくして獨

米關係は次第に直接的な砲戰開始の局面へ接近しつつあるのである。

寫眞週報

樺太紹介特輯

九月二十四日發行

- ☆表紙 馴鹿に乗る子供
- ☆北方にこの資源
- △無蓋の木材
- △ツンドラからはこんなものが
- △石炭は露天掘り
- △北の資源を育てる娘たち
- △樺太の農業(早)
- ☆南佛印シロロンはこんな所だ
- 佛印運送船
- ☆南佛印から兵隊さんの便り——
- ☆泰山の麓山早に孔子祭賑しく
- ☆海軍の移動調査船
- ☆十月の國策カレンダー
- ☆時局解説——皆で働こう……
- ☆國民生活讀本(七)『生活と法律』
- ☆常會の頁
- 金閣特別開帳——鉄道後援の圖
- 定額郵便貯金——全國常存便り
- その他

支那方面艦隊戦況

(八月の戦果)

大本營海軍報道部

航空部隊

八月中における海軍航空部隊は、まづ湖南省においては長沙(三、四、六、七日)湘潭(三、六、七日)衡陽(三、四、五、七日)株州(三、四、六日)芷江および辰溪(三日)冷水灘、祁陽、永興、來陽、郴縣及び大波市(四日)瀏陽、萍鄉、湘鄉、寧鄉(六日)など十八ヶ所の軍事施設、軍用倉庫、軍需品工場等を爆破または炎上させ、江西省では貴溪(二日)の驛施設、軍用倉庫を、景徳鎮及び婺源(二日)の兵舎、軍事施設、吉安(七日)の軍用倉庫群、廣信(十日)の機關車並びに軍用列車を爆破炎上させた。また安徽省では張溪鎮(三日)の第百十六師浮雷隊本部、桐城(五日)の第百三十八師の據點、立煌(六日)芦江(八日)宿松

(九日)など各地の兵舎及び軍用倉庫群を砲撃潰滅させた。このほか陸軍と協力して、四日間に亘り宜昌北方の敵陣地(三、四日)三斗坪及び南院(三日)の軍用倉庫群、沙洋鎮(六、七日)南方張寶河による敵新編第二十三師の集團本部を爆破し、福建省では永安、龍巖の軍用倉庫群兵舎及び軍政兩機關を爆破した。廣西省では桂林の軍事施設を爆破し、更に昆明西方の大軍需工場を攻撃炎上させ、また重慶に對しては八日から十四日に亘り、事變以來最大の連續空襲戦を展開し物心兩面に多大の打撃を與へた。この間十一日には、成都を急襲敵機計二十一機を居り敵空軍に最後の止めを刺し、次いで奉節、宜賓の軍事施設を爆破、更に涪州、恩施、荊江、來鳳、吉川、南川、長壽等四川省内敵要地の軍事施設を逐次爆破して、何れも甚大な戦果を収めた。安徽省、江西兩省方面では景徳鎮、瀏陽、池州東方、九華、孔城鎮、饒州、福建省方面では永安、延平、建寧、古田、麻沙市、永安北方、廈門、西方大盤角、漳州等の軍事施設、軍用倉庫及び工場、貯油庫、砲臺等を爆破した。昆明に對しては十一、十二、十三、十四、十七日と連續攻撃を實施し、兵工廠、自動車群、ガソリン集積所、軍用倉庫群、發電所

省政府及び高角砲陣地を完膚なきまでに爆破又は炎上させ、昆明西方の下關では自動車溜場、軍需品貯藏所を、廣西省の柳州、龍州では軍團司令部、軍用倉庫、貨車驛施設を粉砕した。その間依然然地攻撃の手を緩めず、重慶の殘存軍政兩機關、要人公館、軍需品工場及び倉庫群等に大爆破を實施して潰滅させ、また甘肅、四川、湖南、廣西、雲南各省敵主要軍事據點多數を徹底的に爆破したほか粵漢、湘桂兩輸送路上の軍需品集積地を爆破、灰燼に歸させ、敵に甚大な損害を與へた。この間江上飛行隊は、敵第五戰區の據點兵舎及び軍用倉庫を撃破し、一方福建省方面に活躍する航空部隊は、三都澳及び福建周邊の敵その他約三十五ヶ所の敵據點を銃撃し、また海南島では陸戦隊の掃蕩戦に呼應して敵據點を爆破し、軍需施設兵舎等を潰滅させた。

艦艇及び陸戦隊

艦艇は支那沿岸及び内河の航行遮断、水路の啓閉確保に任じ、また無數の内河及びクリーク、湖水などにおいて水路警備に従事し多大の効果を収めた。陸戦隊は揚子江流域において十一ヶ所に上陸し殘敵を掃

蕩し、揚子江下流方面では、蘇北鹽城附近の水路を調査確保しつゝ、敗殘新四軍を掃蕩、舟山島では沈家門北方の匪賊を掃蕩した。また漳州列島及び漁山列島では、附近警戒の艦艇より陸戦隊を各所に揚陸、島内の治安を肅清した。福州方面における艦艇は、二十六日官井洋及び三都澳水域の掃海並びに水路啓閉に従事し、二十六日には三都澳を完全に掃蕩した。海南島方面における陸戦隊は島内完全肅清のため約百十五回出撃し、多大の戦果を収めた。

封鎖部隊

沿岸航行遮断に従事してゐる艦艇は、浙東沿岸で一万二千七百四隻のジャンクを臨検し、その内接獲物資積載の三十八隻を抑留又は處置、黃浦江上では一万五千五百八十八隻を臨検して多數の敵性軍需品を押収した。一方南支方面では珠江江口中角山北方で抵抗して來た密輸船二隻を、また西江中浦及び大澳沖で密輸ジャンク群を攻撃し、その内十五隻を捕獲、他は撃破し、さらに汕尾灣東南方で密輸ジャンク一隻を捕獲し、また海南島近海では軍需品搬入中の五隻を發見處分した。

十月の常會で何を取上げるか

常會のページ

十月一日の興亞奉公日は 家庭の金属も應召

一 戦争物資動員の日

皆さんも存じのやうに、日本は今後、鐵、鋼その他の金属類を自給してゆかなければならぬやうになりました。この國家の要請に應へて十月の奉公日は「戦争物資動員の日」とし、戦争物資の供出に邁進することに決し、全国の各家庭の協力を願ひすることに

なりました。さき頃、金属類回収令が公布されまして、國內の會社、工場、團體等の鐵製品や銅製品の特回收取が開始されました。一般家庭の分は法律や命令こそありませんが、現在の緊迫した國際形勢から、國家的な必要に基づいて行はれる

一大運動でありますか
法規のあるなしにかまはらず、各家庭では愛國の至情をもつて、心からこの運動に協力していただきます。

そこで、この供出にあつては十月一日の興亞奉公日を以て家庭資材の整理に當り、各家庭ともに戦争に必要なものはれる物資を選び出して、いづれも供出に應じられる用意を整へておいて置きたいので

回收物件
まづ積極的に供出していただきたいものは、塀、柵、門柱、門扉、墓地柵及び門扉、廣告板、廣告塔、車渡鐵板、溝蓋、自轉車置、泥拭器、水桶(天水桶)、飲料水用を除く、手摺欄干、破損止金具等の鐵製品や銅または黄銅、青銅製品があります。
一方自發的に供出していただきたいものは、鈴、銅線、看板、格干、ネームプレート等の標札類、物干、床下換氣口金物、
金立、帽子掛、スタンド、脚立、煙房設置前飾金物、洗面器蓋、石炭用バケツ、厨入

喫煙用具、照燈、火鉢、或ひは農家に不要農具となつて死蔵されてある千齒等の鐵製品と、看板、塀、庇蓋板、壁張板、格干、郵便受口、シャンデリア、煙房設置前飾金物

カーテン用金物、吊下手洗器、喫煙用具、置物花籃、茶器、菓子器、掘蠟、火鉢の銅製品等があげられます。銅蓋等の兼用品等の生活必需品は、原則として回收

の対象としない方針ですが、優良代用品で換へられるものとか、必要数量以上をもつてある場合は、極力供出されることを望ましいのです。また取はつしの困難な鐵柵、門

柱等は、係の人に相談して下さい。今度の回收は、一般の家庭および職工十人未満の工場、雇人十人未満の商店、客席面積、資本金十万円未満の會社、府縣以下下の神社境内の附屬施設、寺院、教會、町内會の設備等が對象となつてゐます。

家庭の金属類は どう回収されるか

回收の方法はいづれも各府縣廳を通じて、各市町村村を通じて詳しくお知らせすることになつておりますから、ここでは、ごくざつと説明致します。

まづ回收の日取りがきまりましたら常會なり、臨時常會なりをお聞き下さい。いよいよ回收實施になりますと、隣組長、隣保班長を中心とする回收班が結成

され、これ(戦時物資活用協會)の買出人や運搬に奉仕する協力團體(主として青少年團體、婦人會等)が附添ひ、各家庭へ供出用品をいたすきまひり、その場で買出人が鑑定、秤量の上、班長所持の買上傳票に分量、價格等を記入し、供出者にお渡しします。

町村長を経て支拂ひます。さて、かりして供出なきつた品は、濃じり選んだ集積所(主として國民學校)に運ばれ、そこへ統制會社又はこの指定商が引き取りにまゐります。なほ、鐵、銅以外の金属品は次ぎの方法でこの統制會社へ送ります。

一 原則として供出者が直接買取運賃を自辨のこと
一 一定量(二貫目程度)にまとめて運賃先拂で戦時物資活用協會指定の場所に送ること
一 従つて一定量未満の場合は送所の分をともなひて送ること
一 送金は送金書で送らるることを願ひます。



奉公貯金と赤丸

(三河國大井町市不知火町 三丁目第四組)

市の中心地にあるこの隣組は戸数二十六の大世帯で、業種別から見ると全く多岐ですが、その協和實行の美風がまづ奉公貯金にあらはれてきます。毎月の貯金額は五十二圓で、現在までの總額が千二百九十九圓、今度の公債消化が實に三千三百八十二圓にの

ぼり、一月平均百三十圓といふ抜群の殊勳をたてました。常會の出席も好成績ですが、出席額をみると、赤丸が月主、青丸が奥さん、黒丸が代人で、昨年までは青と黒が多かつたが、今年になつてから断然赤丸が優勢を示してゐます。

町會員の自勞

(徳島縣徳島市町内會)

町内會がつくられると、まづつきに増産運動に乗り出すことになり、同町華華寺境外の荒地開墾に着手しました。町會員皆の努力が見事に報いられて、一同ひつくりするやうな立派な畑ができ上りましたので、さつそく季節の作物を栽培したところ、いづれ

も獲期以上の收穫でした。

作物は、いづれも町會員汗の結晶ですから、何とか有効にさばかねばといふので、いろいろ考へた末、收穫額を三本立に分け、一部はお初

總として 奉金は、一部は貯金、また一部は親睦基金として積立てることに方針がきまり、手きはよく實行されてゐます。先月なども馬鈴薯収入の一部を奉金に當て



農組の職種調であることを強調して一層の協力を著す。

或る組長の

の目誌

(京都市中京區二ノ橋町)

午後七時より、〇〇方で定例常會を開く。町會調が私達農組の職種調であることを強調して一層の協力を著す。

×月×日

第一日曜日、天氣晴明、規約に従つて第六回強者組ハイクングを行ふ、参加者二十一名、婦人も二十名あり、湖南アルプスを踏破して山上不動尊に参詣す。

×月×日

廢品回収デー、空糞、古雑誌、古雑誌何でも来いの廢品集めに努力奉仕、この日の廢品賣拂代四圓七十八錢也。

×月×日

朝飯茶山府から一行五名町内會視察のため、京都市某指導員に案内されて來訪、規約内規、月訓、事業計畫、その他事業の成績を説明して、よい参考になつたと喜ばる。

×月×日

防空用砂利採取のため、勞力奉仕男子組は鴨川で砂掘作業、婦人部及び青年部は運搬、午前六時から午後一時まで汗ビツシヨリ。

×月×日

子供組の體力檢定、福飛高飛懸、環子供の體育向上を統計にとり、毎月成績優秀者に賞状を與ふ、私で私運まで高飛一米懸垂五回が易々と出来るやうになつた。

×月×日

秋作準備のため開墾地畝へ勞力奉仕すること今日で連續三日、日約百坪を廻り廻して一回汗と肥の爽氣をそのまゝ歸る。

×月×日

〇月の常會で申合せた生活費節減による(二ヶ月以

貯蓄組合結成のため各戸を廻る、全部加入、成績良好なり。

×月×日

慰安と修養のために各戸の寄附でできた町内文庫、今日は創立滿四ヶ月、参考のために調べてみると、書籍の数が二百七十七冊、利用者百九十二名。

×月×日

農園の甘藷が繁つたので、婦人部の奉仕で、茲切りに出かける、皆休憩時間にトマトを頬ばつておもしろいと舌鼓を打つ。

×月×日

財布をいためず一萬圓、戸數僅か二十四戸の山間の

一小部落が、一萬圓の共有基金をつくるといつても、たいがいの方は信用ならぬいかもしませんが、この貯金は、紀元二千六百年の記念事業として企てられたもので、簡易保険料の集金を利用して、各自の財布をいためずに貯めようといふ自慢のものです。

×月×日

簡易保険の保険料は一ヶ月前納すれば一ヶ月分が割引される特典がありますので、この點をねらつたわけです。すなはち部落會員の一ヶ年の

この週報を持つて常會へ出席しませう

常會の頁を活用して下さい

全保険料を共有基金で前納

し、一月分の割引保険料六十
四圓を積立てるのです。そし
て部落委員からは毎月、月額
の保険料を集めます。

からしてゆけば年三分の
割引計算としても五十餘年
目にはあらず一万圓の共有
基金がいやでもころげこむ
勘定になります。途中で引出
しては問題になりませんが
特別會計として規則を設

お客さまに共同炊事

（東葉市下宿上原町色

先日この町會に突然集團的
兵の勞苦を
心に刻み、
前線に呼應
して、銃後
國民が二

實踐致しませう

銃後奉公の誓

身命を捨てて皇國のため
に勇戦力闘されておられる皇
軍將兵のことは、一日でも忘
れては相済まないわけです。
そして、日夜これら第一線將
び隊公の道にいそしまれる

なお客さまを迎へました。ふ
つら、かういふ場合には各戸
で別々に接待してゐたので
が、ちやうど町會の役員一同
が共同炊事の研究をはじめ
したので、大事なお客さまから
調理の不備などで病人でも出
したら申わけがないといふの
で、満場一致で共同炊事をす
ることに決めました。さつそ
く、役員二十三名を炊事、購
買、配給の三部門に分けて活
動を開始しました。



町内の防火は婦人部が引受ける
（長野縣小島町）

このやうに町會員一丸とな
つて接待にとまめましたの
で、お客さまにも豫想外に喜
んでいただければ、町會として

得親軍人一家の柱石を皇國
に捧げ大誓の遺蹟に前線
で奮闘なされてゐる勇士の
家族等に対し
て常に温かい
心で援護し敬
崇してこそ願
望の實現の全
きを期するこ
とが出来ると
です。

銃後奉公の誓

皇國のもと、一億一家、心と
力と力をとむとのにして、
銃後を守りかためます。
朝夕に皇軍の勞苦をおもひ、職
線に送る銃後の真心として、慰
問文と慰問袋とを絶やさぬや
うに致します。その留守居の力
にもなります。
遺族の家を應り合つて、英雄の
忠誠におこたへ申します。傷
御軍人には心からの敬意を表
し、その再起奉公に力を添へま
せう。
銃後も國防の第一線、元氣にむ
つまじく、將來の大きな希望に
生き、現在の苦難を戦ひぬきま
せう。
一人が日常
の生活で實
踐、躬行し、
常に萬民應
召の國民的
召の國民的
のです。常會などの折に反省、信念で援護の完備を固りた
相成めて終始相かはらず援 けいものです。

も集團的のお客さまの接待に
は、すつかり自信もてるや
うになりました。

期待される婦人常會

（東葉市下宿上原町色
東葉町内會）
本年一月發會式を挙げ、前
途に大きな期待をかけられて
ある婦人常會の一つです。町
内會婦人部の全員百名を十區
の十人組に細分して、適材適
所主義で仕事を分擔し處理し
てゐます。毎月一日に町内會
の幹部會があり（婦人部長川
鹿、二日に婦人部の役員會を
開きその月の行事を決め、十
五日に部の常會を開いて實
踐と修養に努めてゐます。
この常會では、各部員の家
庭に美しい紙製の貯金箱を備

毎朝神佛奉拜の際、錢を入
れ、月末に神様からこれを頂
戴して貯金します。子供は非
常に楽しんで、前日お小遣に
戴いた一錢二錢を清水に淨め
て朝の賽錢にします。そして
月末に箱をあける時には、神
様から戴くのだといふ信念を
深くしてゐます。この七月末
に二月からの分を計算して豆
俵券を買ひましたところ、八
百枚を超え、多い家では、一
戸で十五枚も買へました。

軍人援護標語
湧き立つ感謝
燃え立つ援護
兵の家 護る
銃後の隣保愛
兵強し 銃後は固し
國安し
捨身で國防
親身で援護

【問】隣組には、どんな係をおくべきでせうか。

【答】隣組長の仕事は次第に多くなつてをり、他に業務をもつてゐる人々にとつては誠に容れられないことである。従つて一般世帯に準じて、部費、町内費を分擔するといふ意味において、二戸々々が隣組長を助け

常會問答

【問】隣組には、どんな係をおくべきでせうか。

【答】隣組長の仕事は次第に多くなつてをり、他に業務をもつてゐる人々にとつては誠に容れられないことである。従つて一般世帯に準じて、部費、町内費を分擔するといふ意味において、二戸々々が隣組長を助け

【問】隣組には、どんな係をおくべきでせうか。

【答】隣組長の仕事は次第に多くなつてをり、他に業務をもつてゐる人々にとつては誠に容れられないことである。従つて一般世帯に準じて、部費、町内費を分擔するといふ意味において、二戸々々が隣組長を助け

【問】隣組には、どんな係をおくべきでせうか。

【答】隣組長の仕事は次第に多くなつてをり、他に業務をもつてゐる人々にとつては誠に容れられないことである。従つて一般世帯に準じて、部費、町内費を分擔するといふ意味において、二戸々々が隣組長を助け

【問】隣組には、どんな係をおくべきでせうか。

【答】隣組長の仕事は次第に多くなつてをり、他に業務をもつてゐる人々にとつては誠に容れられないことである。従つて一般世帯に準じて、部費、町内費を分擔するといふ意味において、二戸々々が隣組長を助け

木灰も御奉公

一握りでも多く出して下さい

食糧増産にかつこのとき、わが國では殆んど手にはいらぬため、これまでドイツやフランス、アメリカなどから買ひこんで来ました。ところが、ご存じのやうに歐洲の動亂のため、外國からの望みは絶たれてしまひました。そこで、このままにしておくと、米や麥や甘藷、馬鈴薯の生産に大打撃となります。ところが皆さんの家庭で、毎日炭や薪等から出る木灰は、大變よい加里肥料で、これを農村に渡していただければ食糧増産にどんな役立つか分りません。

- かういつた意味で、十月一日から全国的に「木灰供出強化運動」が活潑に行はれることになりました。どうか次の要領に従つて、隣保班の皆様が一握りでも餘計に出して國家の用に立ててください。
- 1 運動のときは、市、町の當局や、町内會役員の指圖に従つて下さい。
 - 1 集める灰は、薪、木灰、落葉、糞、草、木切、鋸屑等の灰だけにしないで、石炭、煉炭、豆炭の灰は絶対にやめて下さい。
 - 1 ガラス、セトカケ、ブリキ、針のやうな危険なものはずさないで下さい。
 - 1 水や雨にぬらさないやうに、また火の元に十分注意して下さい。

**利廻りのよい
『定額郵便貯金』**

百圓を十年間預けますと百三十九圓九十七銭となり、(單利) 利廻り三分九厘九毛、これまでに一番利息が高いといはれた貯蓄貯金と比べても、十年後には同じ百圓の元金で五圓以上も高くなつてをります。この貯金は、永く預けておけばおくと有利で、例へば、



百圓を十年間預けますと百三十九圓九十七銭となり、(單利) 利廻り三分九厘九毛、これまでに一番利息が高いといはれた貯蓄貯金と比べても、十年後には同じ百圓の元金で五圓以上も高くなつてをります。この貯金は、永く預けておけばおくと有利で、例へば、

利廻り表(元金百圓ニ付)

経過年数	元金	利息	元金+利息
一	100.00	3.99	103.99
二	100.00	7.98	107.98
三	100.00	11.97	111.97
四	100.00	15.96	115.96
五	100.00	19.95	119.95
六	100.00	23.94	123.94
七	100.00	27.93	127.93
八	100.00	31.92	131.92
九	100.00	35.91	135.91
十	100.00	39.90	139.90

注: 例へば七年前に預けたものは全額を元金として取り出すことはできません。利息は毎半年に利息計算を致す。

しない以上、他の種類の貯蓄をすることが出来ないことになりません。

【問】この間常備の席上で大問題となつたことですが、すでに職域組合で、俸給の割割かを貯蓄し殆んど餘裕のない者が、さらに地域組合である町内会の国民貯蓄組合から強制的に貯蓄額を割當られた場合、これを拒絶してもよろしいでしょうか、これは果して非国民の態度でせうか。

【答】政府では国民貯蓄組合法に掲げられた四種類(地域、職業、労働、学生)の組合が、何れ劣らず發達するやうに奨励してゐますので、一人で數種もの組合に加入する場合、はしはしく起ります。その際

【問】常會で國民貯蓄組合の語がでたとき、預金は町會長の指令で信用組合へ預けるとのこと、隣組長から聞きまして、信用組合の外に預け入れ

【答】國民貯蓄組合法では八種類の貯蓄が認められてゐますので、信用貯蓄はこのうちの一つに過ぎません。信用組合に預け入れることは、信用組合の外に預け入れ

組合が何れの貯蓄によるかは自治的に決められるので、従つてお尋ねの場合には規約で信用組合への預金をすることを決つてゐるのではあります。また、もしさうだとすれば規約を變更

【答】一般にラジオの設置場所を定む時は、その旨を周知なければならぬことになつてゐますが、ラジオ常會の主眼に照み、常會の故

には、各自の所得の種類によつて、主となる組合と従となる組合とが考へられることになり、主たる組合に加入すれば、他の組合は加入を拒絶してもよいといふ考へは持たないやうにして、職域組合の貯蓄は主人の努力で、地域組合は主婦を中心とした努力で、貯蓄の元が生み出されるやうに工夫していただきたいものです。その上で、各

料等の無料手続はないものでせうか。なほ出征のため扶助料を渡してゐる家族です。

【答】無料になります。昭和十二年八月六日の郵便省告示により、事變關係の御家族や御遺族で、軍非扶助法による扶助を受けてゐられる方や、扶助は受けてをられなくとも、一家の働き手を缺いて経済上お氣の毒な立場にあるといつたやうな方は、市町村長の證明を添へて近くの郵便局又は放送局へ免除を申請になれば、許可料も毎月の聴取料も免除されることになつてゐます。(選信省)

合地方ではラジオのない隣組が相當に多いと思ひますが、このやうな隣組に對しては、ラジオの多數に有る隣組から、常會日に限り受信機り受信機の臨時移動を認め、各隣組が入れなくラジオ常會を開催できるやう取計つていただきます。

【答】一般にラジオの設置場所を定む時は、その旨を周知しなければならぬことになつてゐますが、ラジオ常會の主眼に照み、常會の故

防空訓練

…十月十二日から…

本年度の総合防空訓練は、いよいよ来る十月十二日から二十一日までの十日間に亘つて全国一斉に行はれることになりました。

こんどの訓練では、監視と通信の訓練は全国的に行ひますが、消防や煙火管制、警報傳達その他一般の防護の訓練は、各市の區域と特に必要と認められた町村だけで行はれることになつてゐます。詳しいことは今後週報にも掲載する予定です。實踐前に政府から知らせがありますから、常會などでよく相談して、臨戦下にふさはしい訓練を實施して下さい。

このある日に、深夜の常會場へ持つていつてお聞きになる場合に限り、利用がなくなつてもその旨は問はない方針です。

(選信省)



文部省推薦圖書だより

◇國史論(内田銀蔵著) 我が國史の概観を社會經濟史學の側から研究したもので、説明も平易であり、國民一般の好讀物として推薦する。定価二〇三錢。送料〇一錢。大倉市北區橋本町四丁目五番九號。發行所：大倉書局(佐藤太平著) 上杉廣山公は近世第一の爲政者で米澤藩の非常時局を克服されたのであるから、本書によつて公の事蹟を紹介されたことは、この時局下誠に意義深いことと思ふ。定価二五七錢。送料〇一錢。發行所：東京市芝田町六丁目二番地太田書局發行。振替東京一五七三。

◇常識の科學性—寄生虫の實際問題—(小泉丹彦) 我々の日常生活と密接な關係のある寄生虫について、實際上の必要な點は餘すところなく記されてゐるので、一般にこの方面の知識を興へる適切な本である。定価一六四錢。送料〇一錢。發行所：東京市神田區下町三丁目二番地。發行所：東京市神田區下町三丁目二番地。振替東京二六二四。

◇發明權本(帝國發明協會編) 本書は我が國の發明を紹介すると共に、發明を志す者の陥り易い缺點に對して注意をなし、その進むべき目標を懇切に指示したものである。現今我が國の要求してゐる技術の向上に資する好讀物として一般青年に奨めたい。定価一〇九錢。送料〇一錢。發行所：東京市芝田町六丁目二番地太田書局發行。振替東京一五七三。

週報

昭和三十六年九月二十四日發行
編輯者 東京市神田區
九ノ内三丁目十二番地
發行所 内閣印刷局
東京市神田區大手町

◇タラウサン(黒崎義介著) この繪本は幼児の明らかな生活を描いたもので、その色彩もよいし、印刷も鮮明である。四、五才向きのものとしてお奨めしたい。定価一八四錢。送料〇一錢。日本橋區馬場町四丁目九番地。發行所：日本橋區馬場町四丁目九番地。發行所：日本橋區馬場町四丁目九番地。振替東京八三三五。

◇ゴクラウサン(新井五郎著) 幼い子供達に勤勞生活の重要なることを暗示したもので、幼児の生活から大人へのお手傳ひの場面を取上げ、週刊板を持ってゆく所や、朝の床あけ、郵便入れ、お茶運び、庭掃除などの場面を描く。五、六才向き。定価一〇九錢。送料〇一錢。東京市日本橋區馬場町四丁目九番地。發行所：東京市日本橋區馬場町四丁目九番地。振替東京八三三五。

◇新選國民童話三年生(徳永壽美子著) 兒童の實際生活に取材した二年生になつた日「どつちが勝つか」等十五篇の二年生向きの童話を收めてゐる。定価四九錢。送料〇一錢。發行所：東京市日本橋區馬場町四丁目九番地。振替東京八三三五。

注意御	所込申	價定	週報
▲本誌より郵致の場合には必ず「週報」の欄に「郵致」の旨を明記し、その郵致料を情願して送金して下さい。▲定額の無期購読は断り致しません。▲定額購読に對しては郵致料や印刷に關しての御意見も遠慮なくお知らせ下さい。その場合は必ず住所氏名を明記して下さい。▲本誌を他へお送りの場合には宛先一部五割を引きます。	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三丁目九 振替東京一九〇〇〇番 全国各地官報販賣所 書店・新聞店・驛書店	一部 五錢 (送料共一錢十錢) ▲陸船配達郵便の方は一部五錢(外國郵便に依る地域は十錢)の割合を以て前金を送(郵中以下下さい) ▲特大號の場合は其の郵便掛返金より差額を引きます。	昭和十六年九月二十四日發行 編輯者 東京市神田區 九ノ内三丁目十二番地 發行所 内閣印刷局 東京市神田區大手町

臣民の道

教學局編纂

目次

序言 世界新秩序の建設

第一章 世界史の轉換 二、新秩序の建設

第二章 國體と臣民の道

一、國體 二、臣民の道 三、祖先の遺風

第三章 臣民の道の實踐

一、皇國臣民としての修練 二、國民生活

結語

本書は、現下の時局に鑑み、國體に淵源し深遠廣汎なる皇國臣民の道を明確にし、國民道徳の振起昂揚に資するため、舊に刊行の「國體の本義」姉妹篇として編纂されたものにして、國民擧つて必讀すべき臣道實踐の指導的解説書である。

國體の本義 定價三十五錢
國體の本義解説叢書 各册 定價二十錢
○明治以後詔勅講解○日本の儒教○我が國體と神道○我が風土・國民性と文學○我が國體に於ける和○聖國の精神○帝國憲法と國民の靈贊○日本の美術(以上各冊とも)○御歴代の聖徳に就いて(各冊とも)
○我が國體と經濟(各冊とも)○我が邦に於ける家と國(各冊とも)

全各官地各全
所賣販報官地各全
手大區町市京東
〇〇〇九一東京振

億五十三百

らか險保は蓄貯の亞興

會協社會險保命生 人法團社

10月1日 東京証券市場 東京証券取引所

支店 東京 大阪 名古屋 京都 神戸 横濱 仙台 札幌 福岡 北九州 広島 岡山 仙台 札幌 福岡 北九州 広島 岡山

金庫 東京 大阪 名古屋 京都 神戸 横濱 仙台 札幌 福岡 北九州 広島 岡山

昭和16年9月 日本勧業銀行

銘柄	買値	売値	高値	低値	前日
1000	1000	1000	1000	1000	1000
1001	1001	1001	1001	1001	1001
1002	1002	1002	1002	1002	1002
1003	1003	1003	1003	1003	1003
1004	1004	1004	1004	1004	1004
1005	1005	1005	1005	1005	1005
1006	1006	1006	1006	1006	1006
1007	1007	1007	1007	1007	1007
1008	1008	1008	1008	1008	1008
1009	1009	1009	1009	1009	1009
1010	1010	1010	1010	1010	1010
1011	1011	1011	1011	1011	1011
1012	1012	1012	1012	1012	1012
1013	1013	1013	1013	1013	1013
1014	1014	1014	1014	1014	1014
1015	1015	1015	1015	1015	1015
1016	1016	1016	1016	1016	1016
1017	1017	1017	1017	1017	1017
1018	1018	1018	1018	1018	1018
1019	1019	1019	1019	1019	1019
1020	1020	1020	1020	1020	1020
1021	1021	1021	1021	1021	1021
1022	1022	1022	1022	1022	1022
1023	1023	1023	1023	1023	1023
1024	1024	1024	1024	1024	1024
1025	1025	1025	1025	1025	1025
1026	1026	1026	1026	1026	1026
1027	1027	1027	1027	1027	1027
1028	1028	1028	1028	1028	1028
1029	1029	1029	1029	1029	1029
1030	1030	1030	1030	1030	1030
1031	1031	1031	1031	1031	1031
1032	1032	1032	1032	1032	1032
1033	1033	1033	1033	1033	1033
1034	1034	1034	1034	1034	1034
1035	1035	1035	1035	1035	1035
1036	1036	1036	1036	1036	1036
1037	1037	1037	1037	1037	1037
1038	1038	1038	1038	1038	1038
1039	1039	1039	1039	1039	1039
1040	1040	1040	1040	1040	1040
1041	1041	1041	1041	1041	1041
1042	1042	1042	1042	1042	1042
1043	1043	1043	1043	1043	1043
1044	1044	1044	1044	1044	1044
1045	1045	1045	1045	1045	1045
1046	1046	1046	1046	1046	1046
1047	1047	1047	1047	1047	1047
1048	1048	1048	1048	1048	1048
1049	1049	1049	1049	1049	1049
1050	1050	1050	1050	1050	1050

露光量違いにより重複撮影

週報

週報を圍でつちり隣組

昭和十六年九月二十四日發
第一號
郵務使用認可
行（毎週一回水曜日發行）

貴方の保險が國護る



。發賣の保險兵徵附金増割。

兵徵國富

内閣印刷局印刷發行

（判[A5]格規定國はさき大の書本）